

板橋桜門会会則

(名称)

第一条 本会は板橋桜門会という。

(事務所)

第二条 本会の事務所は幹事長宅に置く。

(目的)

第三条 本会は会員相互の親睦を図り、母校〈日本大学〉の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第四条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 会報等の発行
2. 母校、校友会本部、東京第五支部、その他の校友会と会員相互間の連絡
3. 講演会（会員の生涯学習の一助として）、懇親会の開催
4. その他本会の目的を達成するのに必要な事業

(会員)

第五条 本会の会員は板橋区に居住又は勤務先のある日本大学の校友及び関係者とする。

- 2項 会員が前項の要件を欠くこととなった場合においても、引き続き本会の会員として継続することができる。

(役員)

第六条 本会は次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
幹事長	1名
副幹事長	若干名
幹事	若干名
会計	若干名
監査	若干名

(顧問、相談役)

第七条 本会は顧問及び相談役を置くことができる。

(役員を選出)

第八条 本会の会長・副会長及び監査は会員の中から総会において選任する。

- 2項 その他役員は会長・副会長が協議の上、会員の中から会長が指名する。

(任期)

第九条 役員の任期は2年とする。但し再任は妨げない。

(役員の職務)

第十条 会長は本会を代表し会務を統理する。

2 項 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。

3 項 幹事長は会長の命を受け会務の運営を補佐し、本会の会務を総括する。

4 項 副幹事長・幹事及び会計は幹事長を補佐し、本会の会務を分掌する。

5 項 監査は本会の会計及び財務について監査し、その結果を総会に報告する。

6 項 顧問及び相談役は会長の諮問に応ずる。

(会議)

第十一条 本会の会議は総会及び役員会とし、会長がこれを招集して議長を指名する。

(総会)

第十二条 本会の総会は隔年に一回定時総会を開き、必要に応じ臨時総会を開く。

(議決)

第十三条 総会及び役員会の議事は出席者及び委任状提出者の過半数をもって決定する。

(事業年度)

第十四条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(経費)

第十五条 本会の経費は会費・寄付及びその他の収入をもってこれに当てる。

(会則変更)

第十六条 本会の会則の変更は総会の議を経てこれを決定する。

(細則)

第十七条 本会の運営についての細則は役員会において定める。

付則

本会則は平成18年5月16日より施行する。